

# インフルエンザの出席停止期間と早見表

【法で定められている出席停止期間の基準】

**発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで**

抗インフルエンザウイルス薬の投薬により発熱などの指標となる症状が早期に軽減し、ウイルス排出がまだ十分に減少していない段階でも解熱してしまう状況が生じるため、感染症の蔓延予防という目的から、発症日と解熱日の両方からみでの判断基準となる。

- 発症日は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状が始まった日のことで、この日を0日目になります。
- インフルエンザ症状とは、発熱かつ急性呼吸器症状（鼻水・鼻閉・咽頭・咳など）がある状態です。主に発熱を目安としますが、発熱がない場合もありますので医師の指示に従ってください。
- 解熱日は、平熱になった日のことで、この日が0日目です。

## インフルエンザ発症後から登校許可ができるまでの早見表

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目	発症後 10日目	登校基準
例1	発症後1日目（翌日）に解熱	×	× 解熱	× 解熱後1日	× 解熱後2日	×	×	登校可					解熱後2日は経過しているが、発症後5日を経過してから登校
例2	発症後2日目に解熱	×	×	× 解熱	× 解熱後1日	× 解熱後2日	×	登校可					解熱後2日は経過しているが、発症後5日を経過してから登校可
例3	発症後3日目に解熱	×	×	×	× 解熱	× 解熱後1日	× 解熱後2日	登校可					発症後5日、かつ、解熱後2日を経過してから登校可
例4	発症後4日目に解熱	×	×	×	×	× 解熱	× 解熱後1日	× 解熱後2日	登校可				発症後5日は経過しているが、解熱後2日を経過してから登校可
例5	発症後3日目に解熱したが、再度発熱した	×	×	×	× 解熱	× 解熱後1日	× 解熱後2日	× 発熱	× 解熱	× 解熱後1日	× 解熱後2日	登校可	解熱後2日を経過したのち再度発熱をしたため、解熱後2日を経過してからの登校可
例6	発熱・解熱を繰り返した	×	×	×	× 解熱	× 発熱	× 解熱	× 発熱	× 解熱	× 解熱後1日	× 解熱後2日	登校可	最終解熱後3日目に発熱がなければ登校可